

電気通信市場検証会議

「競争ルールの検証に関するWG」

事業者ヒアリングご説明資料

2021年5月17日



一般社団法人リユースモバイル・ジャパン

一般社団法人リユースモバイル・ジャパン

●概要：

リユースモバイル端末市場の健全な発展と消費者保護を目的として、「リユースモバイル・ジャパン (RMJ)」を設立、2020年4月7日に一般社団法人化しています。

●設立：2017年3月14日 / 一社化2020年4月7日

●理念

リユースモバイル通信端末市場の発展により、多様で低廉な通信サービスが安心して安全に消費者に提供される社会の形成を目指す。

●ビジョン

リユースモバイル通信端末市場の健全な発展および消費者保護を目的とした安心・安全なリユースモバイル通信端末流通の促進を行うことを目的とする。

●事業内容

- (1) リユースモバイル事業者の認証
- (2) リユースモバイル通信端末に関する事業の認知度向上を目指す広報・啓蒙活動
- (3) リユースモバイル通信端末事業者における古物営業法等の法令順守のための活動
- (4) リユースモバイル通信端末事業に係る関連省庁との連携
- (5) 関連事業者(キャリア・メーカー・MVNO事業者等)および業界団体との連携
- (6) リユースモバイル通信端末事業の健全な発展に関する政策提言
- (7) 優良かつ透明性の高いリユースモバイル通信端末事業者の育成
(データ管理・不正端末流通防止等に関するガイドライン策定等)
- (8) 会員相互の連絡と共通する課題の共有
- (9) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

●運営体制 (順不同)

理事長	栗津 浜一	株式会社携帯市場
副理事長	船橋 吉威	ブックオフコーポレーション株式会社
理事	有馬 知英	日本テレホン株式会社
	杉 研也	株式会社パシフィックネット
	長谷 真彦	株式会社ソフマップ
	田中 開新	株式会社イオシス
	執行 達也	エコケー株式会社
監事	宮坂 浩一	株式会社クリエーション
会員	26社	正会員：16社 賛助会員10社



■正会員企業

(順不同)



■賛助会員企業

(順不同)



他2社

- リユースモバイル事業者認証委員会：5名 (外部有識者4名含む)
- オブザーバー：総務省 (リユースモバイル認証制度オブザーバー)

- 1. 改正法施行以降の中古端末流通市場の動向**
2. 2020年10月の中古端末のオンラインにおけるSIMロック解除の義務による中古端末市場への影響
3. 中古端末の流通に係る課題
4. 中古端末認証制度の現状

リユースモバイル端末市場

- ✓ 2020年度以降の中古スマートフォン市場は微増トレンドへ
- ✓ 2025年度には265万台に拡大と予測

【中古スマートフォン販売台数の推移・予測】



2025年度には
265万台に拡大と予測

新品スマートフォン出荷台数（2019年11月発表のMM総研調べ）を100%とした場合の、中古スマートフォン比率を見ると、2015年度から2018年度は5%前後で推移しているが、2019年度には5.9%となる見通し。

2020年度以降は上昇傾向となり2025年度には9.8%まで拡大と予測。

- ポイント**
- ① 全国規模で店舗網を保有する事業者の参入
 - ② 大手キャリアやMVNOによる本格的な取扱い

【中古スマートフォンの定義】
下記条件を満たすスマートフォン販売台数
① 一度他人が購入した端末であり、店舗やインターネットを介した売買により取引される端末
② 有償・無償を問わず家族・友人・知人間での取引は含まない
③ キャリアモデル、SIMフリーを含む
④ 国内で売買される端末のみを含む（海外からの輸入端末等は含まない）

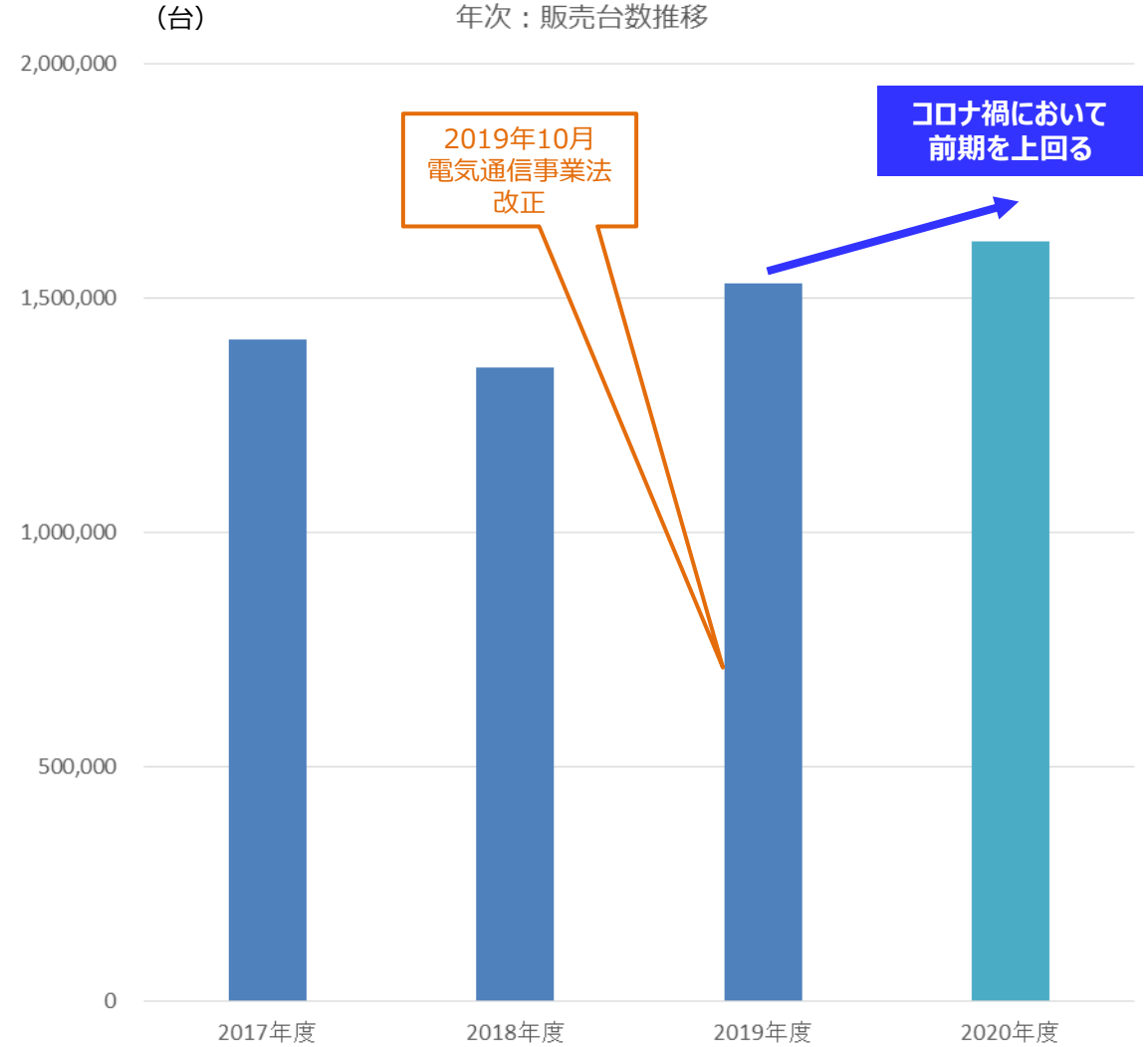
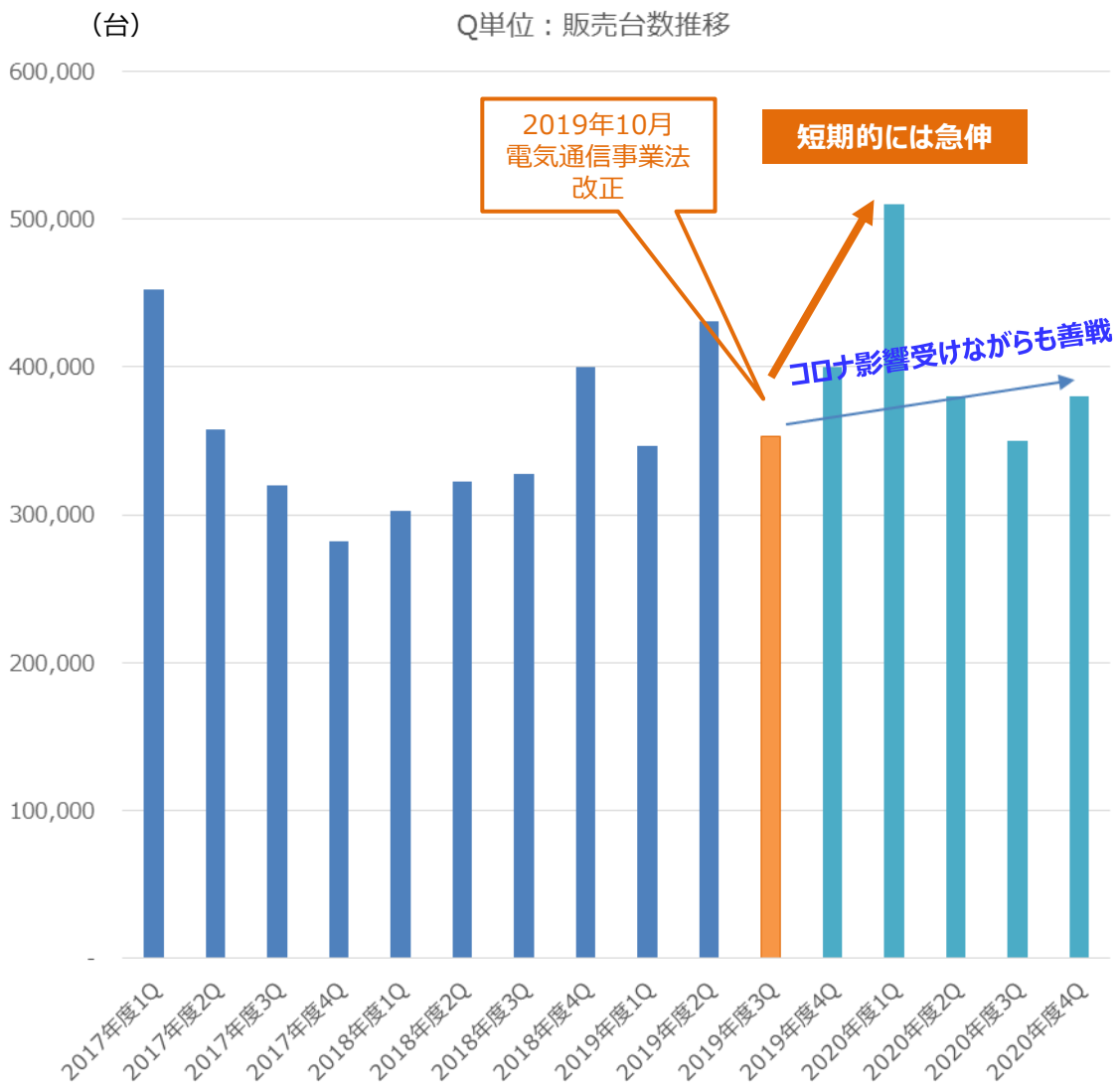
■ ユーザー調査概要
【調査方法】 WEBアンケート調査（プレ調査：24,604件／本調査：1,587件）
【調査時期】 2020年2月

出典：MM総研「中古スマートフォン市場規模の推移・予測（2020年3月）」

構成員限り

リユースモバイルジャパン正会員 販売台数推移

■RMJ リユースモバイル・ジャパン会員企業 実績推移 (2021年3月時点)



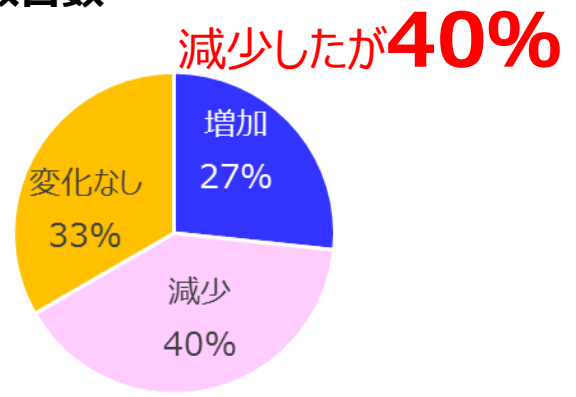
※対象期間：2017年3月度～2021年3月度（年単位）
 ※OSを問わず、リユース、リサイクル対象端末スマートフォンの販売金額・販売台数の合計
 ※国内外、BtoB、BtoCを問わない
 ※RMJ正会員企業のデータを集計

改正電気通信事業法の施行(2019年10月)後の中古端末販売の状況について

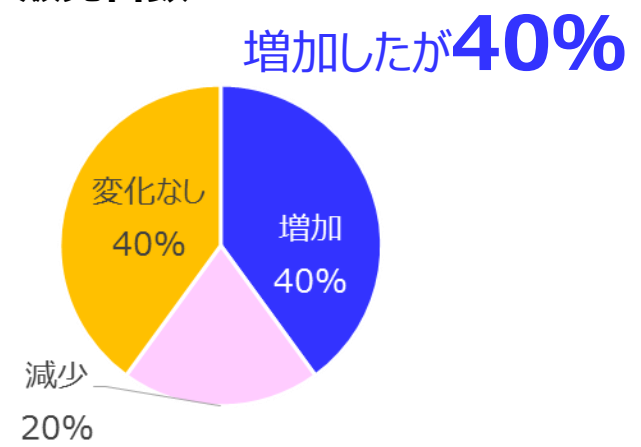
改正法施行以降の中古端末流通市場の動向についてRMJ正会員にアンケートを実施

改正法施行以降の中古端末流通市場の動向はどうなっているか

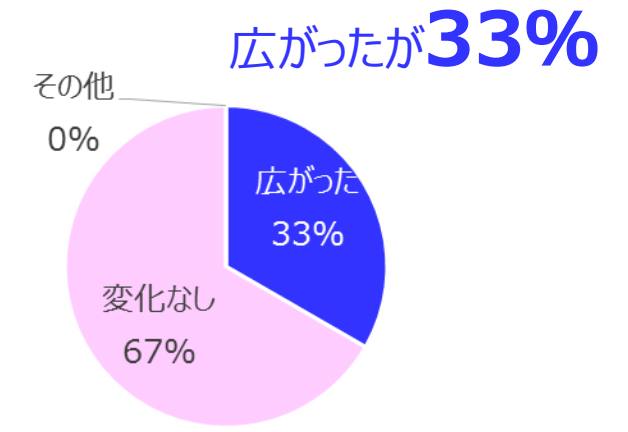
1) 買取台数



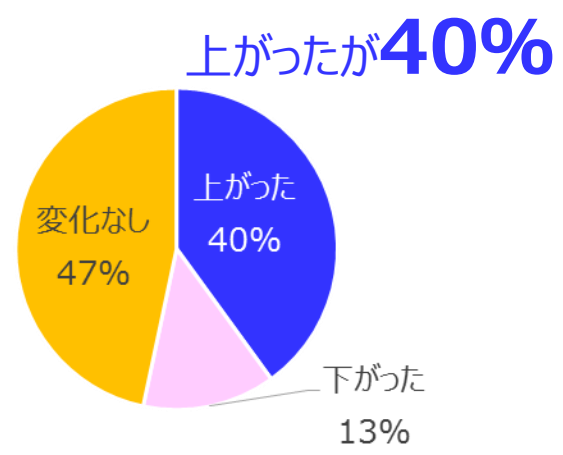
3) 販売台数



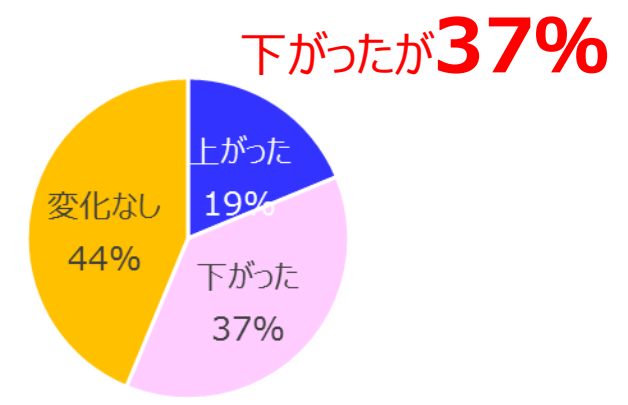
5) 顧客層



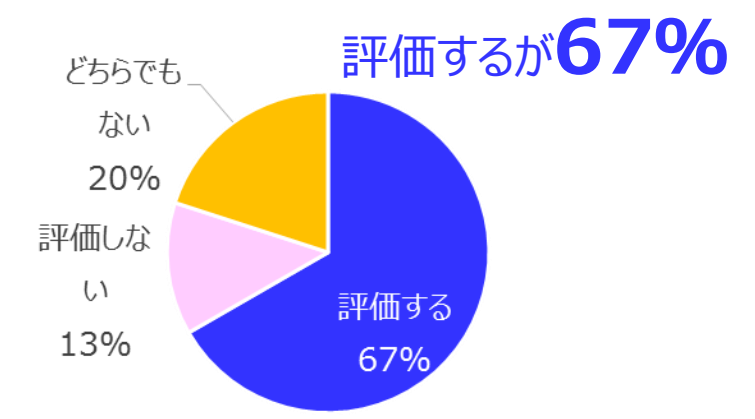
2) 買取価格



4) 販売価格



6) 改正電気通信事業について



改正電気通信事業法の施行(2019年10月)後の中古端末販売の状況について

中古端末事業者から寄せられたコメント

- ・市場が活性化しており今後も一層法改正を消費者の為にお願いしたい。
- ・テレワーク等の広がりを受けて、オンラインによる需要が伸びた。
- ・中古最大のメリットである「低価格」が伝わりやすくなった結果、これまで中古を買わなかった層が購入し、安い端末も販売できているため、結果的に顧客の端末購入の選択肢は広がった。
- ・一部のユーザーによる短期間でのMNP入転出の繰り返しや不正契約が減少したことから、転売を目的とした持ち込みが大幅に減少したように感じる。
- ・新品の流通台数の減少は、長期的に見て中古品の流通台数減少につながる可能性もあるため、中古事業者にとってマイナス影響もあると考えるが、一方で携帯電話の公正な取引や日本における中古携帯の健全な流通促進に改正法は確実に貢献したと考えており、成功だったと考えている。
- ・販売台数が増加し、顧客層の広がりや販売状況好転に寄与していると感じるが、仕入については独自のキャンペーンで無理をして上げている状態。(キャリア下取りには対抗しきれない状況)
- ・モバイル市場の規模に対して二次流通台数が圧倒的に少ない
- ・新型コロナの影響で取扱量が大きく減っており、改正法施行の影響への判断は難しい。(買取店への持ち込みについて顧客のモチベーションが下がっていると考え)

まとめ

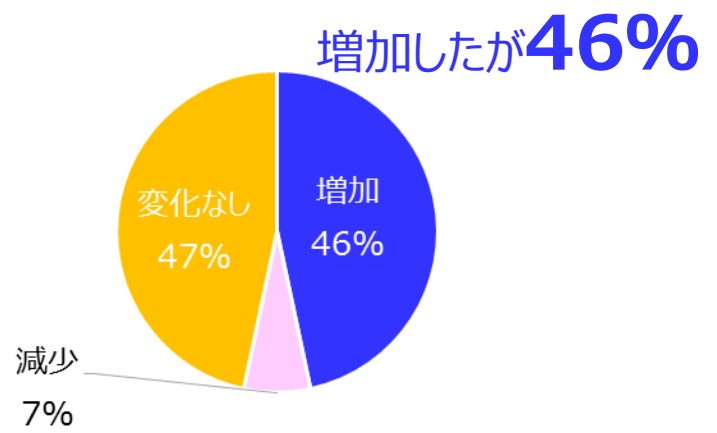
- ・行き過ぎたキャッシュバック等が抑制され、一部のMNP入転出を繰り返すユーザーや不正契約が減少し、改正法は中古端末の健全な流通に確実に貢献した。
- ・販売はオンラインを有効活用した事業者が大きく伸ばした。
- ・コロナ影響により、店舗の休業・運営時間の短縮等により、相対や訪問機会が大きく減少し、特に「買取の減少」が響いた。
- ・新型コロナの影響が大きく、純粹な法改正後の検証については、正確な評価が難しいとの声もあった。

1. 改正法施行以降の中古端末流通市場の動向
- 2. 2020年10月の中古端末のオンラインにおけるSIMロック解除の義務による中古端末市場への影響**
3. 中古端末の流通に係る課題
4. 中古端末認証制度の現状

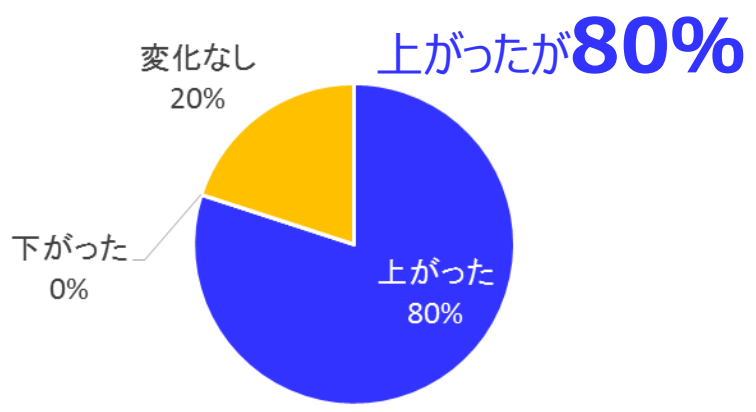
中古端末のオンラインにおけるSIMロック解除の義務化に対するアンケートを実施 1/2

2020年10月の中古端末のオンラインにおけるSIMロック解除の義務化による中古端末市場への影響

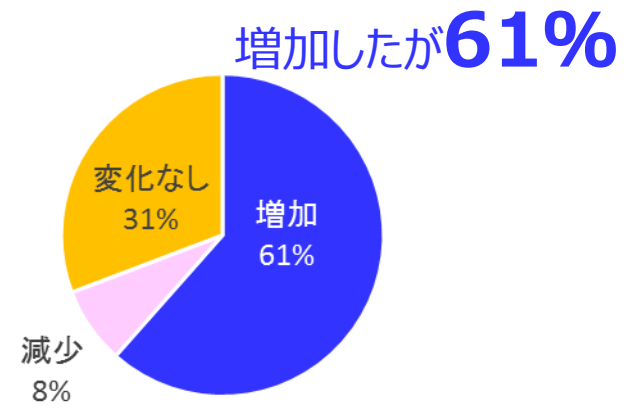
1) SIMロック解除端末の買取台数



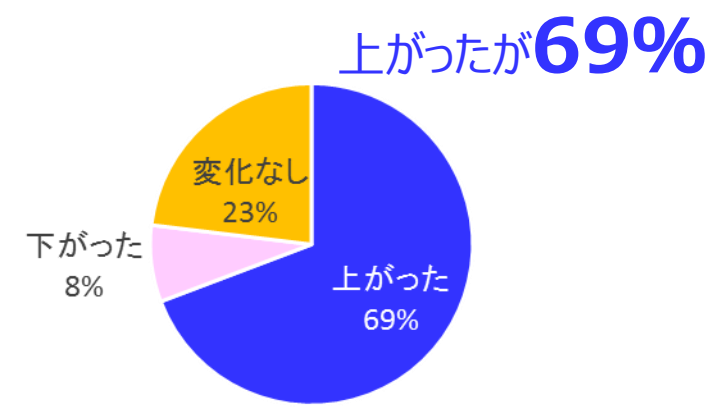
2) SIMロック解除端末の買取価格



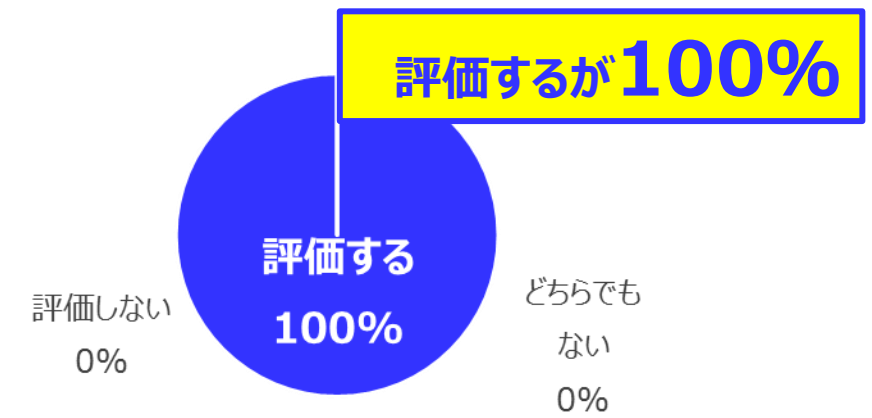
3) SIMロック解除端末の販売台数



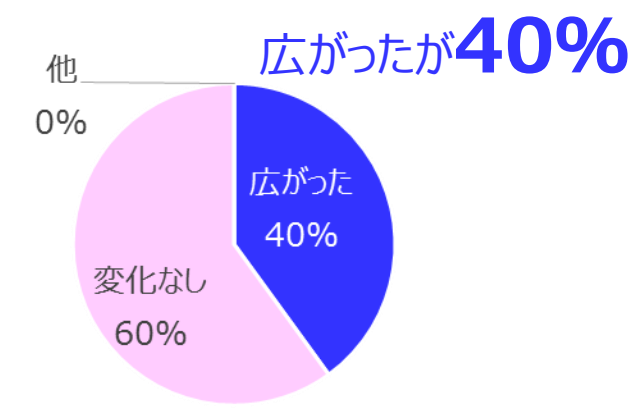
4) SIMロック解除端末の販売価格



5) SIMロック解除の義務化

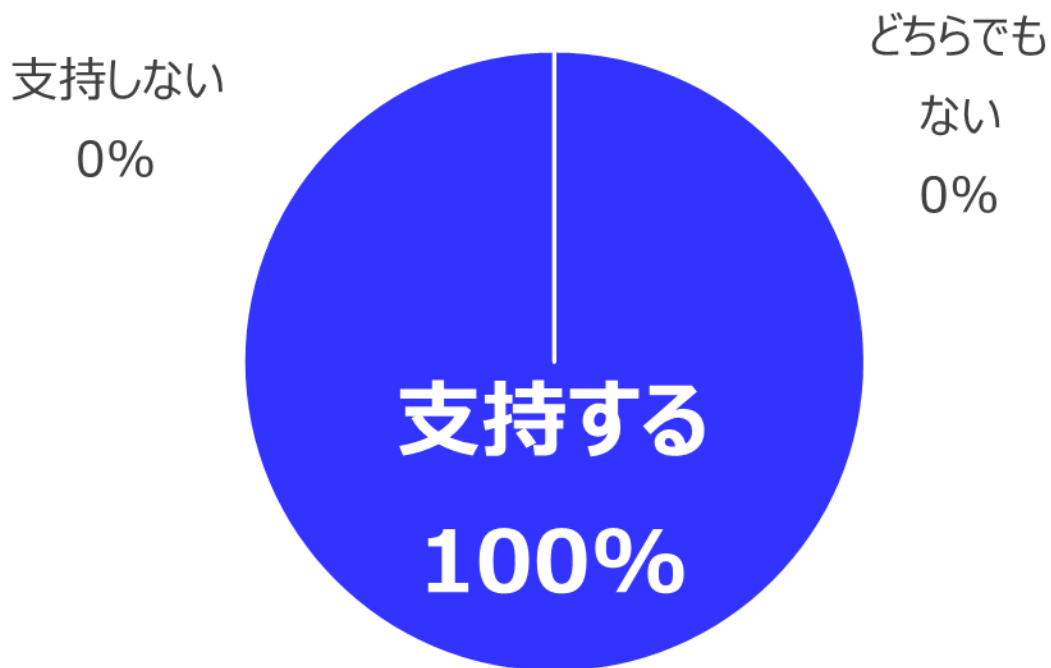


6) SIMロック解除端末に対する顧客層



中古端末のオンラインにおけるSIMロック解除の義務化に対するアンケートを実施 2/2

7) SIMロックの禁止



支持するが
100%

- ・オンラインでのロック解除は一般の消費者にとってハードルが高い。
- ・改正電気通信事業法で完全分離となったため、キャリアショップでも端末だけで購入できるようになっているのにSIMロックをかけつづける必要性を感じない。

中古端末事業者から寄せられたコメント

- ・非常によい流れだと思う
- ・SIMロック端末による使用制限がなくなり販売者及び購入者の両方ともメリットが増えた。
- ・完全自由化が出来るように消費者の利益になるように改定して頂きたい。
- ・販売しやすくなった反面、買取においては意識しているお客様が少ない事を感じる。改正法・SIMロック解除義務化双方一般認知度が低いと感じており、SIMロック解除が出来るようになったことの顧客認識の低さを感じる
- ・中古端末のSIMロック解除ができるようになり、端末流通上の制限が減少したことで消費者はもちろんだが法人からの購入希望も増えている。しかし、現行のオンライン手続き方法は、個人向けの仕様であり、非常に手間がかかるため、事業者や団体向けに円滑な連携ができるように意見交換や協議の場を設けていただきたい

・売る側も買う側もSIMロックが解除されているのかわかりにくい
・手続き方法がわかりにくいためトラブルに発展するケースも

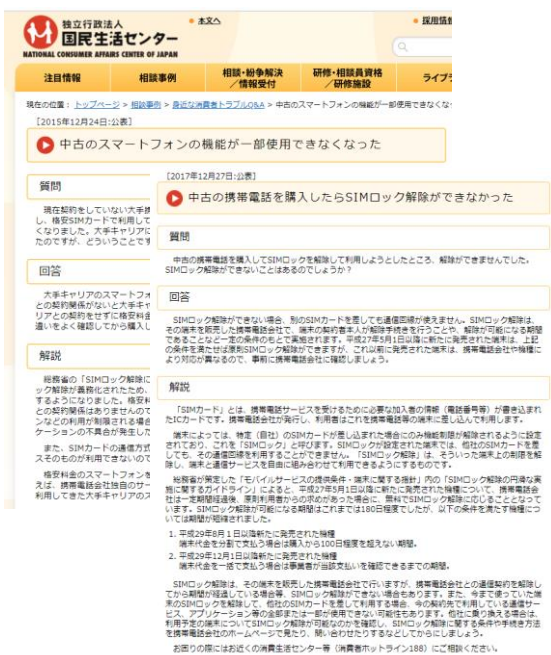
iPhoneは設定画面から確認できる



- ・ iOS14以降を搭載したiPhone
 - 1. ホーム画面の「設定」を選択する
 - 2. 「情報」を選択する
 - 3. 「SIM ロック」欄を確認する
- 「SIM ロックなし」と表示されている場合は、SIMロックが解除されています。

Androidの場合（一般例）
設定＞端末情報＞SIMカードの状態ステータスが【許可】になっていればSIMロック解除されている状態となる。
もし【許可】となっていない場合、SIMロックの状態を押すと下部に【更新】と表示されているボタンがあるのでそこを更新すると、他社のSIMが使用できるようになる。（※Wi-Fi環境が必要となるため注意）

SIMロックに関する消費者の声も多い



✓SIMロック解除が確認できるよう義務化すべきではないか
✓SIMロックをかけない方が消費者にとって有益ではないか

SIMロックによる中古端末の流通上の課題②

- ・SIMロック解除端末のバンドが対応しているかわからない
- ・手続きがわかりにくいいため認知度向上や利用促進に影響がある

SIMロック解除端末のバンドが対応しているかわかりにくい

スマートフォンにおける“バンド”とは、主に電波の周波数帯を意味しています。各MNOが使用できる電波は周波数によって細かく区切られており、その区切られた帯域のことを「バンド」と呼んでいます。

各事業者が第3.9-4世代で使用している周波数帯（総務省資料より）

事業者	周波数帯	800MHz帯		900MHz帯	1.5GHz帯		1.7GHz帯	2.0GHz帯	3.5GHz帯
	700MHz帯	バンド18/26	バンド19/26	バンド8	バンド11	バンド21	バンド3	バンド1	バンド42
NTTドコモ	○		○			○	○	○	○
KDD/沖縄セルラー (au)	○	○			○		○	○	○
ソフトバンク (※Y!mobile含む)	○			○	○		○	○	○
楽天モバイル							○		

(令和2年6月9日現在)

SIMフリー端末でも、SIMロック解除端末でも、各MNOのバンドに対応していなければSIMカードを差し込んでも使用できません。キャリア単位ではなく端末単位でどのキャリアで利用できるかを端末画面上で表示したり、各MNO、メーカーにて一覧表を作成し、公開するような対応が望ましい。
また、一定量以上のシェアを持つMNOは、他MNOでも使用できるようバンド対応することでスイッチングの円滑化やコストダウンにつながるのではないかと。

✓ 端末ごとに対応バンド/キャリアの一覧を作成公開すべきではないか
✓ シェアが高いMNOは、他MNOでも使用できるようスマホのバンド対応を行うべきではないか

まとめ

- ・そもそもSIMロックは不要（禁止すべき）ではないか。
- ・SIMロック解除されているか否かがわかりにくいいため、端末をひとめみて（電源を立ち上げた際の画面表示程度で）識別できるような仕様とするよう義務化いただきたい。
- ・端末ごとに対応バンド/キャリアの一覧を作成公開すべきではないか。
- ・MNOは、他MNOでも使用できるようにスマホのバンド対応を行うべきではないか。

1. 改正法施行以降の中古端末流通市場の動向
2. 2020年10月の中古端末のオンラインにおけるSIMロック解除の義務による中古端末市場への影響
- 3. 中古端末の流通に係る課題**
4. 中古端末認証制度の現状

RMJが提言してきた中古端末の流通に係る課題

検討・協議の場をいただきたいこと	対象	ポイント・理由
<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク利用制限の在り方と適用ルールの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者 メーカー 	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心なリユースモバイル端末取引市場の発展に向けて「使用中に突然端末が使用できなくなる事例が存在する」 ⇒善意の第三者が負うリスクの解消
<ul style="list-style-type: none"> 海外輸出中心型から国内流通量増加検討 	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者 仲介事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者（仲介事業者）による国内流通取引窓口の設置 「公正な取引参加条件の開示」 ⇒国内流通促進へ
<ul style="list-style-type: none"> リユースモバイル事業者向けの連携窓口の設置/ 大口対応 SIMロック解除の確認方法の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク利用制限確認/SIMロック解除等の大口対応窓口の設置 インターネット等で簡易的に調べられる方法の提供 「確認方法や解除方法が1台づつしか対応していない」 ⇒取引の円滑化、不正の水際防止
<ul style="list-style-type: none"> 端末機能が備えるデータ消去機能の完全化と義務化 付帯情報の一括消去対応 (フェリカデータ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者 メーカー 代理店 	<ul style="list-style-type: none"> キャリアショップ店頭でのデータ消去対応 メーカーによる製造者責任としての安全性の高いデータ消去機能実装に向けた基準や対応ルール構築 端末が備えるデータ消去機能だけで消去できないデータへの対応 「今後もデータ連携拡張が予測されるスマートフォンの安全性の担保」 ⇒安心安全な機能を備えることによる取引活性化
<ul style="list-style-type: none"> リファビッシュ品の定義や国内流通促進に向けた協議 純正修理部品の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者 メーカー 	<ul style="list-style-type: none"> 登録修理業者等がリファビッシュ端末をリユースモバイル事業者へ転売すること等の検討を開始しているが、端末の国内流通量が少ないことがネック。 MNOとの間で、中古端末の国内流通に向けた協議を加速することに期待する声が高まっている。 登録修理業者等が端末の製造業社から純正修理部品を調達する手段の確立も課題。
<ul style="list-style-type: none"> C2C取引時における端末の評価基準や安心安全評価および機能評価に関する基準の明確化 プラットフォーム向けガイドラインの整備 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームへガイドラインや事業者認証制度の説明を行い、積極的な働きかけと協議の場を設けていく必要性が高まっている。 「C2C市場の拡大とともにトラブルも増加傾向あり」 ⇒端末評価方法や取扱いにおいて注意すべき点等を共通化することで消費者保護に向けた取り組みが強化促進される。

中古端末の流通に係る課題に対するアンケートを実施

中古端末の流通に係る課題について

1) 課題対策として継続要否を確認

検討・協議の場をいただきたいこと	必要	不要
・ネットワーク利用制限の在り方と適用ルールの見直し	93.3%	6.7%
・海外輸出中心型から国内流通量増加検討	73.3%	26.7%
・リユースモバイル事業者向けの連携窓口の設置/ 大口対応	60.0%	40.0%
・SIMロック解除の確認方法の簡素化	100.0%	0.0%
・端末機能が備えるデータ消去機能の完全化と義務化	93.3%	6.7%
・付帯情報の一括消去対応 (フェリカデータ等)	100.0%	0.0%
・リファビッシュ品の定義や国内流通促進に向けた協議 ・純正修理部品の調達	80.0%	20.0%
・C2C取引時における端末の評価基準や安心安全評価および機能評価に関する基準の明確化	73.3%	26.7%
・プラットフォーム向けガイドラインの整備	80.0%	20.0%





2) 特に中古端末の流通に係る課題として対応が必要なこと

- ① ネットワーク利用制限の在り方と適用ルールの見直し **93.3%**
- ② SIMロック解除の確認方法の簡素化 **100%**
- ③ 端末機能が備えるデータ消去機能の完全化と義務化 **93.3%**
- ④ 付帯情報の一括消去対応 (フェリカデータ等) **100%**

① ネットワーク利用制限の在り方と適用ルールの見直しについて

現在のネットワーク利用制限の適用基準

Docomo社：不正に入手された携帯電話機が「振り込め詐欺」などの犯罪に利用されることを防止する取組みとして、「ネットワーク利用制限」を実施しています。
 KDDI社：不正な契約、不正な取得をされた携帯電話機についてはネットワークへの接続制限を行う場合があります。
 Softbank社：ネットワーク利用制限とは、不正契約・不正取得した携帯電話／データ通信端末（以下、携帯電話機と表記）の通信サービスに利用制限を行うことです。

キャリア/対応	盗難・犯罪行為への対応	債務不履行への対応	不正契約への対応	補償サービス関連
				
docomo	ドコモショップなどの販売店での窃盗（盗難）や詐欺などの犯罪行為により、不正に入手された携帯電話機	代金債務（分割支払金や、端末割引に伴う違約金等の債務を含む）の履行がなされていない、またその恐れが高い携帯電話機	本人確認書類偽造や申込書の記載内容（お名前、住所、生年月日など）に虚偽の申告が含まれているなど、不正な契約により入手された携帯電話機	ケータイ補償サービスにより、補償対象となった旧携帯電話機
KDDI	販売店での窃盗（盗難）や詐欺などの犯罪行為により、不正に入手された携帯電話機	代金債務（立替払などに係る債務を含む）の履行がなされていない携帯電話機	本人確認書類偽造や申込書の記載内容（氏名、住所、生年月日など）に虚偽の申告が含まれているなど、不正な契約により入手された携帯電話機	交換用携帯電話機お届けサービスで回収、利用できないことになった携帯電話機
Softbank	窃盗（盗難）や詐欺等の犯罪行為、その他法令に違反する行為（携帯電話不正利用防止法違反、文書偽造等）により不正に取得された場合	代金債務（立て替え払いによる分割支払金債務を含む）の履行がなされていない、またその恐れが高い場合	申込書の記入内容（氏名・住居・生年月日など）に虚偽の事項が含まれている場合 契約申込書に記入された連絡先に対し当社からの請求書などの郵便物が届かない場合	債務不履行および以下のサービスにご加入の携帯電話機で、水濡れ・全損保証サービス、盗難・紛失保証サービス、または配送交換の対象となった旧携帯電話機（ソフトバンクショップにて回収したものも含みます） ・あんしん保証バック(i)プラス、あんしん保証バック(i) ・あんしん保証バックプラス、あんしん保証バック ・あんしん保証バックライト ・あんしん保証バック with AppleCare Services

ポイントは「分割支払金」

① ネットワーク利用制限の在り方と適用ルールの見直しについて

ネットワーク利用制限に関する確認方法

✓ ネットワーク利用制限確認サイトの確認結果表示パターンとリユースモバイルガイドライン基準

表示	状態	説明	リユースモバイル端末事業者
○	ネットワーク利用制限対象ではない。	ネットワークを問題なく使用可能。	買取・販売ともOK
▲	<u>ネットワーク利用制限対象ではない。</u>	今後、未払いや不正利用などが判明すると、 利用制限対象になる可能性がある。	買取・販売ともOK ※ネットワーク利用制限対象となった場合、例外なく保証することを定めている ※買取不可・減額等の対応を行うケースが多い
×	ネットワーク利用制限対象である。	ネットワークが使えない。	買取不可
—	製造番号が確認できない。	ネットワーク制限状態ではない。一部のSIMフリー端末などが、これに該当する。	買取・販売ともOK

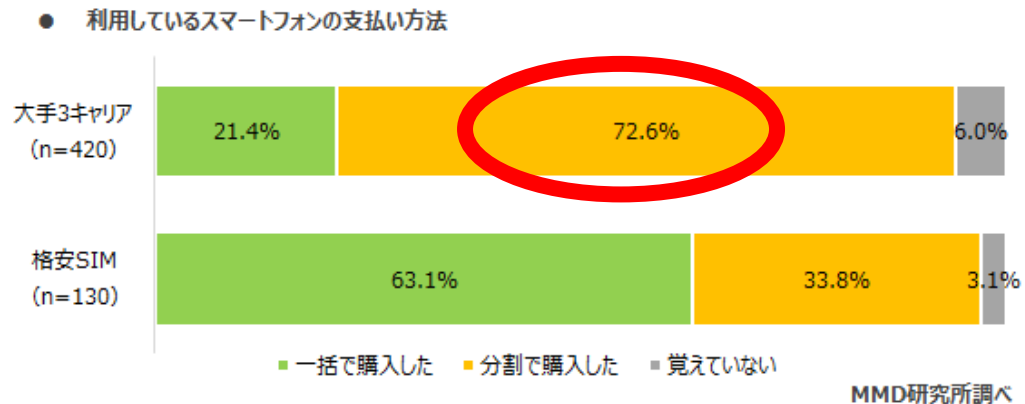
ポイントは「▲」
制限対象ではない端末

① ネットワーク利用制限の在り方と適用ルールの見直しについて

端末購入時に分割購入を選択する = NW利用制限「▲」

✓ 利用しているスマートフォンの支払い方法

大手キャリアの72.6%が「分割」、格安SIMの63.1%が「一括」で購入と回答
 通信会社と契約しているスマートフォンを所有する13歳～59歳の男女550人を対象に、利用しているスマートフォンの支払い方法について聞いたところ、大手キャリアユーザー（n=420）の72.6%が「分割で購入した」、格安SIMユーザー（n=130）の63.1%が「一括で購入した」と回答した。



大手3キャリアで契約する方の
70%以上が ▲ 状態

MMD研究所
 2019年2月26日に「2019年スマートフォンの支払い方法、利用期間に関する調査」より引用

消費者負う不利益

✓ 一次流通時の利用者が負う不利益

一次流通する端末の70%超が分割購入を選択しており、何年利用した実績があろうが、クレジットカードによる支払方法を選択し、信用確認措置がとれているがMNOが提供する仕組みでは「▲」状態が表示される。

その結果、買い替え時に下取りや買取に端末を出そうとすると、

- 査定額が減額される
- 買取を拒否される

といった不利益を受ける事例が発生しています。

✓ 二次流通時の利用者が負う不利益

二次流通時の利用者にとって、万一NW利用制限が×になってしまうと、突然スマホが利用できなくなります。

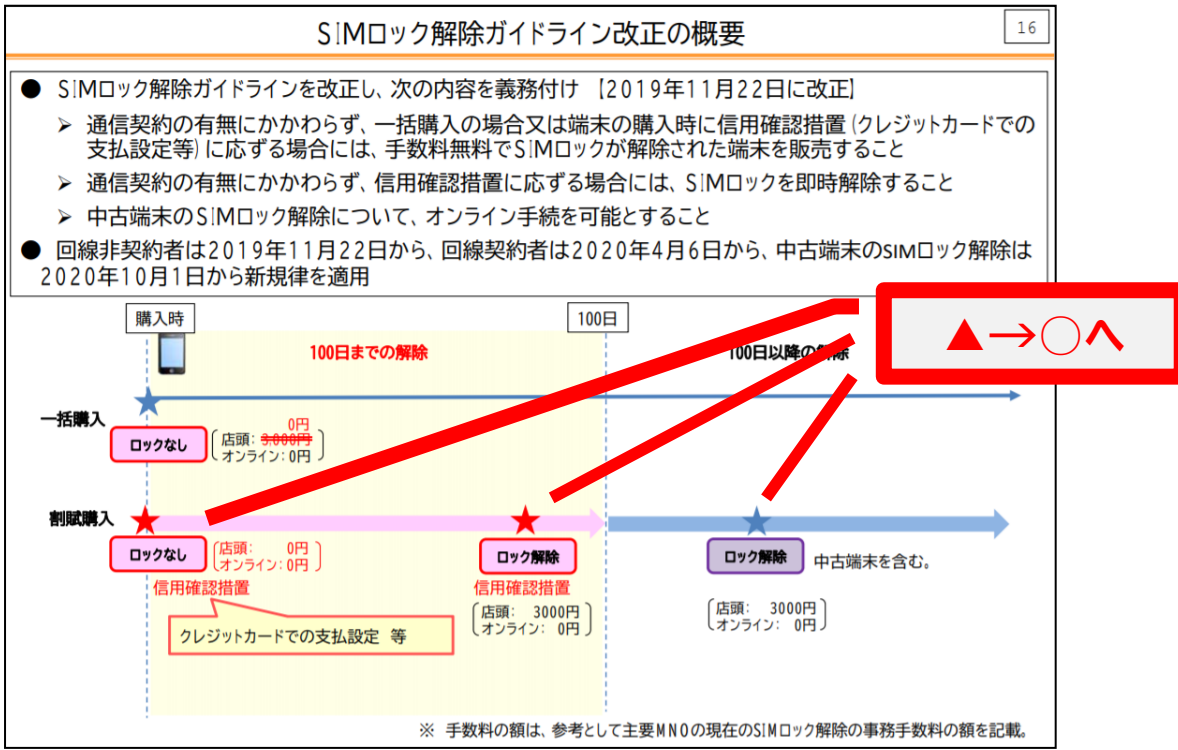
- 日常生活（外出中）に突然スマホが使えなくなったら？
- もし旅行先や出張先で突然スマホ使えなくなったら？
- お子様や祖父母に持たせているようなケースで、突然スマホが使えなくなり、連絡がつかなくなったら？

取返しのつかないリスクにつながる可能性があります。

RMJでは、万一ネットワーク利用制限がかかってしまった場合は、例外なく交換や返金を受ける保証を設定して再販しているものの、利用中の二次利用者が負うリスクについては対処方法がありません。

① ネットワーク利用制限の在り方と適用ルールの見直しについて

課題解決に向けて・・・段階的措置としてSIMロック解除ガイドラインとの連携



国民生活センターでも注意喚起を行っている赤ロム問題

不正は正すべきだが、大半の優良な消費者に不利益やリスクを背負わせている現状は改善が必要と考えます

SIMロック解除に関するルールと同様に「信用確認措置」をもってネットワーク利用制限▲の対象となる分割購入者も○に移行する措置をとっていただけないか。また確認サイト表示方法も明確に判断できるように改善いただきたい。

③ 端末機能が備えるデータ消去機能の完全化 ④ 付帯情報の一括消去対応

端末機能の初期化（オールリセット）やソフトウェアを使った上書き消去では、
非接触型 IC カード情報は消去できない。

非接触型 IC カード情報に関する留意点

多くの端末に内蔵されている非接触型 IC カードは、クレジットカードやキャッシュカード、あるいは財布等のような役割を担っている。これらの情報は端末の所有者である買取依頼者自身でなければ、財布等の機能の残額移行の手続きができない。

初期化操作だけでは消せない

← データの初期化

この操作を行ってもおサイフケータイの電子マネー情報等は削除されません。削除したい場合は、事前にアプリケーションで退会操作をしてください。なお、おサイフケータイのロックパターンも削除されません。

メモリ使用状況の確認が必要

← おサイフケータイのメモリ使用状況

共通領域
58/1275ブロック

0になっていない場合、ICカード情報が残っている

- ✓ 利用者が安全に安心して端末機能やサービスを使用するためには販売者・製造者が責任をもった仕様・仕組みを構築すべきと考えます。
- ✓ 近い将来的にマイナンバーカードや運転免許証等の機能搭載も検討されているなかで、消去を利用者責任とすることは利用者を遠ざける考え方です。
- ✓ モバイル市場の公正競争促進に向けて協議機会や意見交換を希望します。

中古端末事業者から寄せられたコメント

- ・IMEI制限により再販が行えない中古端末が発生する為、中古流通品のIMEIロック解除がリユース事業者で行えれば中古流通量を更に増やす事ができると考えます。
- ・キャリアが設けている未払いによる使用制限（赤ロム）を端末に設定するのではなく使用者に設定してほしいと考えます。
2次利用者の端末に使用制限を設ける仕組みは改善が必要かと思えます。
- ・中古市場がより活性化しない事には一般層への正しい一次・二次市場理解には繋がらないと考えます。
国内流通が増える取り組み（利用制限、海外輸出→国内流通増加）に力を入れていきたい。
- ・IMEIの統合的な管理と情報の共有化を検討すべきではないか。
- ・ネットワーク利用制限の廃止、端末の主要4キャリアのLTEバンド搭載化
（SIMロック解除されていてもLTEバンド非搭載の場合は実質SIMロック状態と同じため）
- ・修理窓口の多様化や純正・サードパーティに関わらず部品の流通、修理事業に掛かる技適の緩和、FCCやCEとの技適の相互認証。
- ・製品化（再生工程）のための機能チェックの高度化、複雑化への対応として、情報開示/連携を検討できないか。

まとめ

**RMJとして提言してきた項目を継続して対応していく
特に必要性が高い下記4点の優先順位を高める**

- ・ネットワーク利用制限の在り方と適用ルールの見直しが必要**
- ・SIMロック解除の確認方法の簡素化およびSIMロックの禁止化**
- ・端末機能が備えるデータ消去機能の完全化と義務化**
- ・付帯情報の一括消去対応（フェリカデータ等）**

1. 改正法施行以降の中古端末流通市場の動向
2. 2020年10月の中古端末のオンラインにおけるSIMロック解除の義務による中古端末市場への影響
3. 中古端末の流通に係る課題
4. **中古端末認証制度の現状**

■ リユースモバイル・ジャパンの取り組み

2018年7月12日 リユースモバイル関連ガイドライン検討会立上げ

検討会（親会） - 格付け基準等作業部会 - 個人情報作業部会 - トレーサビリティ作業部会



2018年12月26日 モバイル市場の競争環境に関する研究会（第5回）事業者ヒアリング

2018年12月26日 モバイル市場の競争環境に関する研究会（第5回）事業者ヒアリング



2019年3月8日 リユースモバイルガイドライン記者発表

2019年3月14日 モバイル市場の競争環境に関する研究会（第10回）事業者ヒアリング

2019年4月25日 リユースモバイル関連ガイドライン検討会 新推進体制キックオフ

検討会（親会） - 格付け基準等作業部会 - 認証制度作業部会



2019年11月28日 リユースモバイルガイドライン記者発表

2019年12月2日 モバイル市場の競争環境に関する研究会（第21回）事業者ヒアリング

2020年6月30日 競争ルールの検証に関するWG（第5回）オンライン会議（RMJ）

2020年10月号(No.98) 国民生活センター「消費者問題アラカルト」寄稿（RMJ）

2020年11月12日 和歌山県消費生活センター 和歌山県市町村職員等専門研修

2020年11月13日 リユースモバイル・ジャパン 事業者認証 記者発表

20180712 プレスリリース 検討会立上げ

リユースモバイルジャパンと一般社団法人携帯端末登録修理協会にてリユースモバイル関連ガイドライン検討会を立ち上げ、ガイドライン策定開始。

- 3つの作業部会を編成
- 格付基準
 - 個人情報
 - トレーサビリティ

20190308 記者発表会開催 リユースモバイルガイドライン公表



20191128 記者発表会開催 -リユースモバイルガイドライン改版 -リユースモバイル事業者認証制度発表



202010 (No,98) 国民生活センター「消費者問題アラカルト」へ寄稿 【執筆者】 粟津 浜一 (一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 代表理事) 有馬 知英 (一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 理事)



リユースモバイル事業者認証制度の概要

✓ リユースモバイル・ジャパンは、消費者に今まで以上にリユースモバイル端末を安心安全に購入・売却いただくことを目的として、「リユースモバイル事業者認証制度」を開始

リユースモバイル事業者認証制度概要

◆制度目的：

リユースモバイル端末事業者の事業・業務について、「リユースモバイルガイドラインの遵守」「経営状況の健全性」「適切なガバナンスの確立」を審査機関が確認し、リユースモバイル事業者認証を取得した事業者であることをわかりやすく表示することにより、消費者に、リユースモバイル端末を安心安全に購入・売却いただくことを目的としています。

◆対象事業者：

RMJ正会員（消費者との間でリユースモバイルの売買を行うリユースモバイル端末事業者）

◆審査基準の概要：三原則

- ガイドライン遵守 「リユースモバイルガイドライン」に準拠しているか
- 経営状況（リユースモバイル事業売上・事業実態）
- ガバナンス 社内における統制環境を整備し、管理体制が整っているか、反社対応等



◆一般消費者等へのメリット

リユースモバイルガイドライン準拠の事業者が容易に識別できるため、認証取得事業者にて売買取いただくことで、より安心安全にリユースモバイルを購入・売却いただけるようになります。

リユースモバイル事業者認証制度構成

✓ リユースモバイル事業者認証制度は、「リユースモバイル事業者認証」と、リユースモバイルガイドラインのバッテリーのみに特化した認証「リユースモバイル事業者認証（バッテリー関連）」の2つにより構成

リユースモバイル事業者認証

認証基準の概要

- 認証の対象組織：
 - リユースモバイル端末の売買を行っている法人であり、かつ以下に該当する事業者となります。
 - ・経営状況の健全性が確認できる
 - ・適切なガバナンスが確立されている
- 認証範囲：
 - 企業組織（※FC店舗も含む）
 - 申請者からの要請に応じて本社を含む複数店舗に対して一括して認証を付与します。また、FC事業を行っている企業に対してはFC店舗も一括して申請が可能です。なお、特定の店舗だけの認証を希望する申請を排除するものではありません。
- 事業
 - リユースモバイル端末の事業（小売り・法人向けも含む）
- 認証基準：
 - ガイドライン遵守
 - 「リユースモバイルガイドライン」に定める必須事項、要求事項及び認証委員会が指定する一部推奨事項を準拠しているか
 - 経営状況
 - リユースモバイル事業売上・事業実態・反社対応等が確認できるか
 - ガバナンス
 - 社内における統制環境を整備し、適切な管理体制が整っているか
- 認証の有効期間：
 - 2年間
 - 更新審査は認証の有効期限毎に実施（2年ごとに登録を更新、更新審査を実施する）
- 認証の公表：
 - リユースモバイル・ジャパン（RMJ）のHPで公表します。



リユースモバイル事業者
認証番号 200201 (1)



バッテリー認証（追加認証）

バッテリー認証（追加認証）基準の概要

- 認証の対象組織：
 - リユースモバイル事業者認証制度を取得した事業者のみで、認証（バッテリー関連）制度取得は任意
- 認証範囲：
 - 企業組織（※FC店舗も含む）
 - 申請者からの要請に応じて本社を含む複数店舗に対して一括して認証を付与します。また、FC事業を行っている企業に対してはFC店舗も一括して申請が可能です。なお、特定の店舗だけの認証を希望する申請を排除するものではありません。
- 事業
 - リユースモバイル端末の事業（小売り・法人向けも含む）
- 審査基準の概要
 - ガイドライン遵守「リユースモバイルガイドライン」内の
 - 3.3(3)「バッテリー状態の確認」に準拠しているか
 - 3.4(4)オペレーションガイド「バッテリー評価基準開示」に準拠しているか
- 認証の有効期間：
 - 認証の有効期限は登録後2年間（2年ごとに登録を更新、更新審査を実施する）更新タイミングは事業者認証制度と合わせる
- 認証の公表：
 - リユースモバイル・ジャパン（RMJ）のHPで公表します。
- 申請タイミング：下記のどちらか
 - 事業者認証申請と同時に ※認証（バッテリー関連）申請申込がなくても事業者認証審査と同時に行う
 - 事業者認証取得後、事業者認証有効期限が切れるまで



リユースモバイル事業者認証審査委員会と認証スキームの特徴

- ✓ 公正中立な第三者性を確保した認証制度
- ✓ 罰則規程を設け、高品質で安全性の高い運営が求められる制度設計

リユースモバイル事業者認証審査委員会（認証機関）

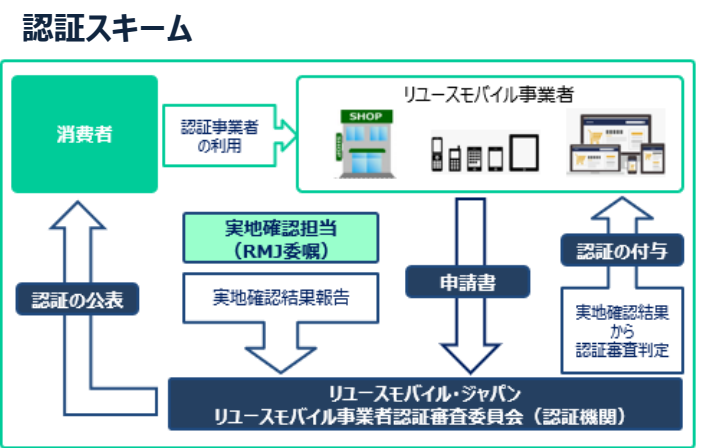


- ・外部有識者は、RMJ理事長が委嘱する
- ・委員長は、外部有識者の中から、RMJ理事長が指名する
- ※任期は選任後2年以内に終了するRMJの事業年度の時までとし、再任可能

認証審査委員

所属	氏名
明治大学名誉教授	新美 育文 様 (委員長)
株式会社野村総合研究所	北 俊一 様
全国消費生活相談員協会	西村 真由美 様
情報通信消費者ネットワーク	長田 三紀 様
一般社団法人リユースモバイル・ジャパン	栗津 浜一

認証スキームと特徴

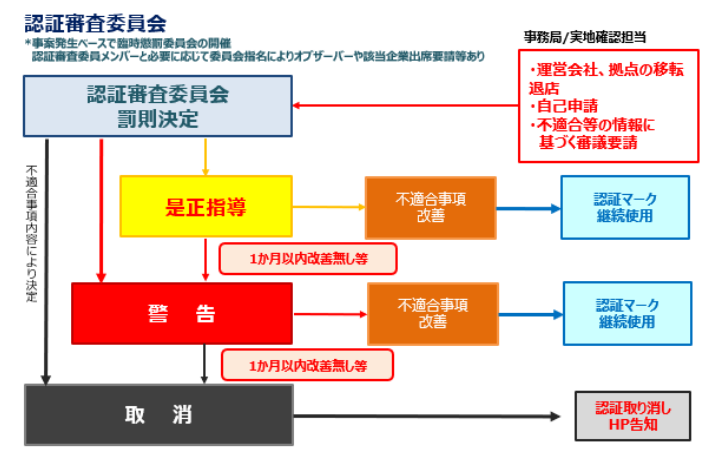


特徴①
実地確認を行う
(コロナ対策オンライン検査を導入)

特徴②
2年ごとの更新制

特徴③
公正中立な第三者性を
確保した審査委員会

特徴④
罰則規定を設け、高品質な
運営と維持を要求



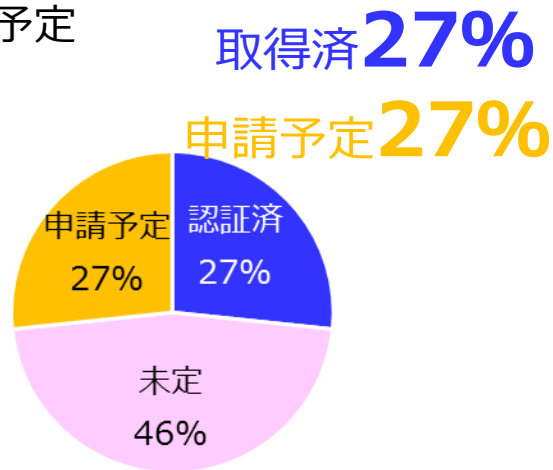
委員会では、2つの認証の新規・更新・変更の審査だけでなく、認証ロゴマークの使用許諾や取消審査、罰則規定に基づく是正指導、警告、取消の審査も行う。



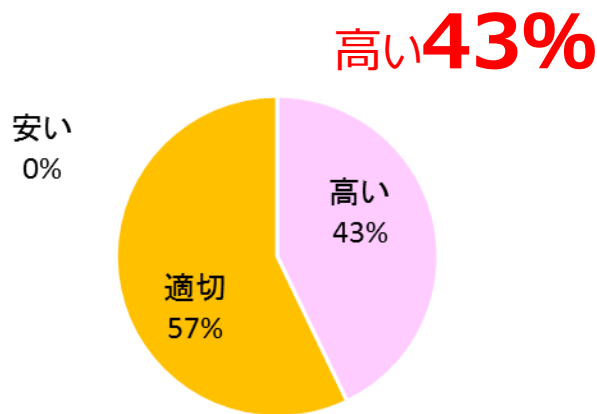
中古端末認証制度・リユースモバイルガイドラインに関してアンケートを実施

1. 認証制度について

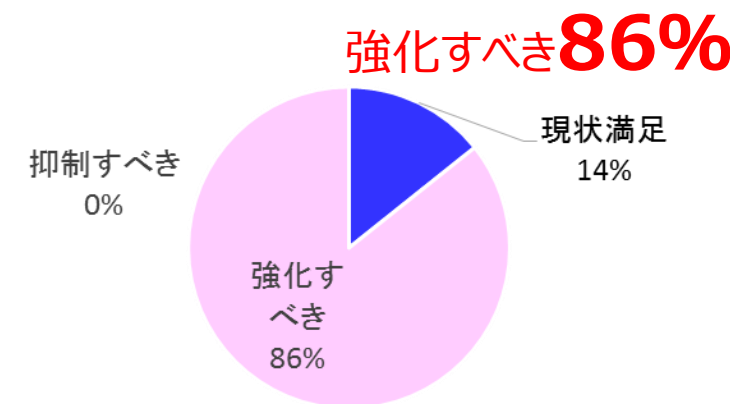
1) 取得予定



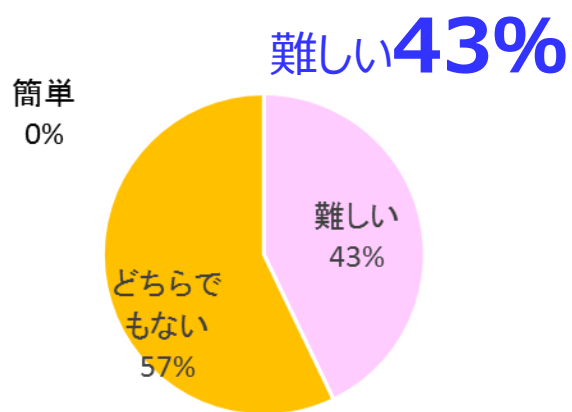
3) 認証取得費用



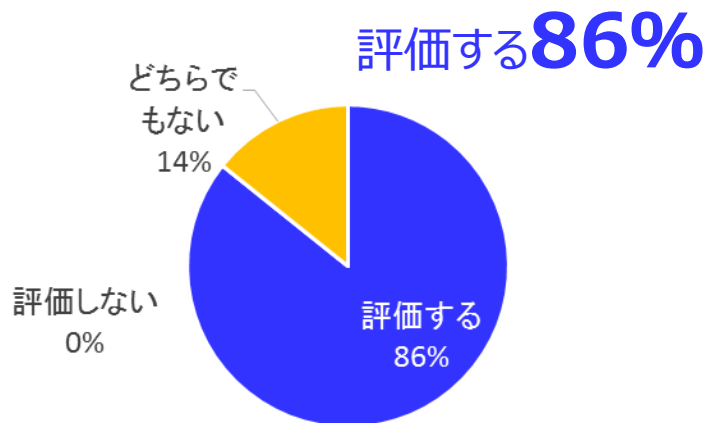
5) 認証制度の広報活動



2) 認証取得難易度



4) 認証制度について



6) その他意見

- ・認証取得によってガイドラインに準拠していることは認められたものの、準拠していることが消費者の中古端末の購入、売却意欲に繋がっていない。
- ・取得難易度というよりは、取得判断までのハードルが高いと感じる。運営制限が掛かるイメージもあるため、より大きなメリットを受けれる制度としていきたい
- ・制度だけでなく消費者への認知が進まなければ事業者が取得する経済的合理性に欠ける。
- ・具体的に取得店舗からの消費者の声を掲示し啓蒙活動していきたい

まとめ

- ・ 認証制度を評価しているものの、認知度やその効果についてまだ様子を見ている状態の会員も多い
- ・ 取得難易度が高いうえ、費用も高額となるため、その効果を得るために社内や関係者への説得材料を探している状況
- ・ 広報活動の強化を求める意見が多く、期待度の高さがうかがえる
- ・ AppleのAIRPプログラムリリースを受け、リファービッシュ品や修理品に対する扱いについてガイドラインや当該委員会で在り方や対応方針を求める声が出てきている

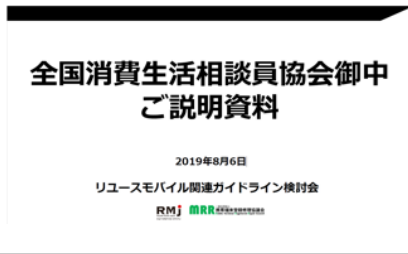
✓ 消費者保護に向けて、啓蒙・認知度向上に向けた活動の更なる強化

全国消費生活相談員協会、国民生活センター等からのご依頼を受けて、消費者保護に向けた取り組みに協力

総務省「携帯電話ポータルサイト」中古端末の売買や、業界としての取り組みに関するコンテンツ提供

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

- 全国消費生活相談員向け講義 40を超えるご質問やご意見をいただきました



独立行政法人 国民生活センター

- 国民生活センター「消費者アスカルト」寄稿 令和2年10月号(No.98)

消費者問題アスカルト
中古端末(リユースモバイル)市場のこれから

策定 栗津 一 Aiwazu Hamakazu
一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 理事長、リユースモバイル関連ガイドライン検討会 会長
有馬 英 Aima Tomohide
一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 理事、リユースモバイル関連ガイドライン検討会 検討会事務作業部会 主席

● 中古端末を取り巻く昨今の状況
● 取引量は右肩上がりが増加
● 中古端末の利用ニーズの高まり

総務省の2018年度の電気通信事業分野における市場検証に関する年次レポート¹⁾(以下、年次レポート)によると、中古端末の流通に関する認知度・利用意向調査では「既に利用したことがある」8.7%、「利用したことはないが今後利用したい」15.9%、「知らなかったが今後利用したい」14.0%、という結果となっており、全体の30%近くが中古端末に対する認識があるか、利用意向があることが推測できます(図2)。この結果は2017年度よりも6.7ポイントもアップしており、消費者の中古端末における利用ニーズが高まっていることが推測できます。

● 中古端末の取引形態と流通量
総務省が2020年2月に公表した「モバイル市場の競争環境に関する研究会」の最終報告書で2018年度の中古端末の流通量を経路別に見ると、携帯電話会社のショップにおける下取り

図1 中古スマートフォン販売台数の推移・予測
図2 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図3 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図4 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図5 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図6 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図7 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図8 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図9 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図10 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図11 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図12 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図13 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図14 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図15 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図16 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図17 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図18 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図19 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図20 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図21 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図22 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図23 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図24 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図25 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図26 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図27 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図28 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図29 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図30 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図31 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図32 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図33 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図34 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図35 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図36 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図37 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図38 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図39 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図40 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図41 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図42 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図43 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図44 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図45 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図46 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図47 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図48 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図49 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図50 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図51 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図52 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図53 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図54 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図55 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図56 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図57 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図58 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図59 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図60 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図61 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図62 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図63 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図64 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図65 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図66 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図67 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図68 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図69 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図70 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図71 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図72 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図73 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図74 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図75 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図76 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図77 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図78 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図79 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図80 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図81 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図82 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図83 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図84 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図85 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図86 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図87 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図88 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図89 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図90 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図91 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図92 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図93 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図94 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図95 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図96 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図97 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図98 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

図99 中古スマートフォン販売台数の推移・予測

図100 中古端末の流通に関する認知度・利用意向

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/keitai_portal/



Q5 中古端末も検討してみる？

中古端末に対して、皆さんはどのようなイメージをお持ちですか？
「新品の端末よりも安く購入できる」、「でも、バッテリーの持ちが悪そう」、「故障しても保証されないのでは？」
そんな風に、中古端末は安そうだけど不安、といったイメージをお持ちの方が多くはないでしょうか？
しかし、**実は注意点を押さえれば、自分のニーズに合わせて、便利に使えるお好きな選択になるかもしれません。**このページでは、中古端末の購入方法や注意点、中古販売業者による取組などを紹介しています！



— 中古端末流通促進に向けた取組

中古端末を取り扱う事業者では、安心安全な中古端末の流通などを目的として、リユースモバイル・ジャパン(以下、RMJ)という一般社団法人を設立しています。RMJでは、中古販売業者が遵守すべき事項などをまとめた「リユースモバイルガイドライン」の公表や、優良事業者であることを認定する「リユースモバイル事業者認証制度」を実施しています。こうした取組を通じて、中古端末がより買いやすくなることが期待されます！

《リユースモバイルガイドライン》

ガイドラインの主なポイントは次の2つです。

① リユースモバイルガイドライン

中古端末の状態で「S・A・B・C」の5段階の格付けをすることを求めています。これを見れば一目瞭然で端末の状況が分かりますね！

② 端末内の個人情報の処理方法

安心して中古端末の売買ができるよう、確実な個人情報の消去が義務づけられており、端末の初期化は、買取時と検査時の2回実施しています。特に、RMJでは、個人情報保護意識が高いアメリカやEUの基準よりも厳しい方法を求めているので、安心して端末の売却や購入ができます。

《リユースモバイル事業者認証制度》

RMJでは、ガイドラインを遵守している中古販売事業者を認証する制度を運用しています。認証された中古販売事業者は、対外的に認めるための認証ロゴマークを店舗やホームページに掲載することが認められます。

このマークに注目して、中古端末選びをしてみましょう！

① リユースモバイルガイドライン



※現在のところ、日本アレン(株)、(株) 携帯市場、(株) ソフマップ、ブックオフコーポレーション(株)の4社が認証済。

詳しくはRMJのWebサイトをご確認ください！ <https://rmj.jp/index.html>

消費者・関連事業者が幅広く安心して、安全に リユースモバイル端末取引ができる市場の形成と発展へ

モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プランとの連携

ガイドライン遵守・事業者認証制度資格取得促進

関連事業者が消費者にとって
安心安全を第一とした基準遵守



消費者にとって自由で
安心安全なモバイル市場形成へ

消費者にとって、認証マークが
リユースモバイル端末売買の
安心安全の目印となるように



安心で安全なリユースモバイル市場の発展

アクション・プランとの連携

モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン

- 3つの柱
- 【第1の柱】 分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現
 - 【第2の柱】 事業者間の公正な競争の促進
 - 【第3の柱】 事業者間の乗換えの円滑化

【第1の柱】 分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現
④ 中古端末を含めた端末流通市場の活性化



中古端末を含めた端末流通市場の活性化

消費者にとって、分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現と、
安全に安心して取引ができるリユースモバイル市場をめざします。